

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	学校の施設設備の目的外使用許可	
根拠法令及び条項	<p>新座市立小、中学校施設設備の学校教育目的以外の使用に関する規程</p> <p>第2条 校長は、次の各号の一に該当する場合は学校の施設設備の目的外使用を許可することができる。</p> <p>(1) 社会教育法により社会教育に利用する場合</p> <p>(2) スポーツ振興法によりスポーツ振興に利用する場合</p> <p>(3) 公職選挙法に基く演説会、投開票に利用する場合</p> <p>(4) 非常災害に利用する場合</p> <p>(5) 法令に基づき、又は教育委員会が利用する場合</p>	
所管部課係名	各学校長 取りまとめ教育総務課総務係	
審査基準	関係条項	<p>◎ 新座市立小、中学校管理規則 第31条1項本文 学校の施設又は設備の学校教育の目的以外の利用については、法令の定めるところに従い、校長が許可する。</p> <p>◎ 新座市立小、中学校施設設備の学校教育目的以外の使用に関する規程 第3条 校長は、次の各号の一に該当するときは許可してはならない。</p> <p>(1) 学校教育に支障のある場合</p> <p>(2) 宗教的活動を目的とする事業又は特定の宗教的団体が使用する場合</p> <p>(3) 政治的活動を目的とする事業又は特定の政党若しくは団体が使用する場合</p> <p>(4) 営利を目的とする事業</p> <p>(5) 建物又はその付属物を破損若しくは汚損のおそれある場合</p> <p>(6) 観覧料入場料その他名義の如何をとわず金銭を徴収する諸会合。ただし、市又は教育委員会が公益を目的として行う場合はこの限りではない。</p> <p>(7) 公益に反するおそれあると認めた場合</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第4号については、名目の如何をとわずそのおそれがあると認められる場合にはこれを許可してはならない。</p>

	<p style="text-align: center;">基 準</p> <p style="text-align: center;">(未設定の場合はその理由)</p>	<p>次の場合は、許可する。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校行事の支障のない範囲で社会教育、社会体育その他公共のために使用するときは、使用を許可する。 2 国、他の公共団体が使用するときは、使用を許可する。 3 父母会が教育上の目的により使用するときは、使用を許可する。 4 選挙運動や政治活動を除き、公職選挙法に基づく個人演説会に使用するときは、使用を許可する。 5 非常災害時は、人身の安全と財産の保護のため無許可で使用できる。 <p>次の場合は、許可しない。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の授業に支障があると認めるとき。 2 施設、設備の点検、整備を行うとき。 3 特別な事情のある場合を除いて、周辺住民・土地所有者の迷惑になる騒音、振動、悪臭の発生、ごみの飛散が予測されるとき、火気を使用するとき。 4 毀損、亡失、盗難のおそれがあるとき。 5 施設、設備の現況を変更するような使用をするとき。 6 児童・生徒の父母が主体となったバザー及び社会福祉法人の主催するチャリティーを除き、営利を目的とする行為をするとき。 7 必要不可欠な場合を除き学校行事の際の出店・露天商の出店をするとき。 8 宗教団体が使用しようとするとき。 9 日本国憲法を破壊するような団体が使用しようとするとき。 10 児童・生徒の教育上好ましくない風俗的行為・興行に使用しようとするとき。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）